

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第31号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第11条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第40条第8号ア、イ、及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第11条第1項において準用する同規則第40条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)</p> <p>第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、第4条、第6条から第8条まで、第10条（<u>第4項ただし書き</u>を除く。）、第15条、第16条第1項、第3項及び第4項、第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第11条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第40条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第11条第1項において読み替えて準用する同規則第40条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)</p> <p>第11条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第2条、第4条、第6条から第8条まで、第10条（<u>第4項ただし書</u>を除く。）、第15条、第16条第1項、第3項及び第4項、第40条第8号、第41条第1項（後段を除く。）並びに第45条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

読み替える 児童福祉施 設の設備及 び運営の基 準に関する 規則の規定	読み替えられ る字句	読み替える 字句
--	---------------	-------------

(略)

第40条第8 号ア	耐火建築物又 は同条第9号 の3に規定す る <u>準耐火建築 物</u> （同号口に 該当するもの を除く。）	<u>耐火建築物</u>
--------------	---	--------------

(略)

2 (略)

附 則

4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第3条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、

読み替える 児童福祉施 設の設備及 び運営の基 準に関する 規則の規定	読み替えられ る字句	読み替える 字句
--	---------------	-------------

(略)

第40条第8 号ア	耐火建築物 （ <u>建築基準法</u> （ <u>昭和25年法 律第201号</u> ）第 2条第9号の 2に規定する 耐火建築物を いう。以下こ の号において 同じ。）又は <u>準 耐火建築物</u> （同条第9号 の3に規定す る <u>準耐火建築 物</u> をいい、同 号口に該当す るものを除 く。）（ <u>保育室 等を3階以上 に設ける建物 にあっては、 耐火建築物</u> ）	<u>建築基準法</u> （ <u>昭和25年 法律第201 号</u> ）第2条 第9号の2 に規定する <u>耐火建築物</u>
--------------	--	--

(略)

2 (略)

附 則

4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第3条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、

「又は」とすることができる。

「又は」とすることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正は、令和2年4月1日から施行する。